

## 政務活動費 視察・研修会等 報告書

- |         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| ・ 日 時   | 平成29年11月16日（木）<br>午前9時00分 ～ 午前11時00分        |
| ・ 場 所   | 兵庫県姫路市                                      |
| ・ 参 加 者 | 創志会6名<br>(人見武男 北川久人 佐藤光好 佐藤幸雄 工藤英人<br>園田基博) |
| ・ 項 目   | 全国市議会議長会研究フォーラム<br>第4部 課題討議                 |

### ◎概 要

#### (1) 説明要旨

#### 第4部 課題討議

「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

コーディネーター 新川達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究所・政策学部教授

事例報告者 目黒章三郎氏 会津若松市議会議長  
豊田 政典氏 四日市市議会議長  
盛 泰子氏 伊万里市議会前議長  
金井 利之氏 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
川西 忠信氏 姫路市議会議長

新川氏：議会基本条例を使いこなしていない自治体が見受けられる中、それぞれの議会が地方自治をどのように進めてゆくのか今後の改革の参考に会津市、四日市市、伊万里市の事例3件を検討しながら討論させていただきたい。

目黒氏：市民の方から議会は一体何をやっているのかという声をいただいた。

そこで「見て知って参加する」手引書を作成、全戸配布した。その他、議長選挙で所信表明の実施、請願・陳情者の意見陳述の確保、議員間討議の導入、タウンミーティング時の市民の声を政策化する仕組みづくりを行った。特に市民の声を政策化するためには下記のサイクルをつくった。

- ① 意見の整理・分類
- ② 分類ごとの委員会分担
- ③ テーマに沿って有識者セミナーや、先進地視察、自主研究や討議
- ④ 市への政策提言
- ⑤ 市の事業執行状況のチェック・評価

豊田氏：三重県議会は開かれた形で議会改革を進めている。その背中を追う形で四日市でも議会改革を進めてきた。平成23年3月、議会基本条例を全会一致で可決。基本方針の三本柱、市民との情報共有、市民参加の推進、議員間討議の推進を進め、通年議会、反問権、専門的知見の活用、文書質問（市政に対して文書による質問ができる）を制定。四日市の特徴的な取り組みとして、市議会モニター制度、議員政策研究会、各定例月議会における議案に対する意見募集などを行う。今後行う取り組みとして、市民意識アンケート、高校生へのアンケート、市議会だよりの見直し、外部有識者を招いた議員研修会も予定している。

盛氏：今年の3月に基本条例を策定したばかりであるが、当選1期目、2期目が過半数を超えていることもあり、そうした意見が反映されていると思う。「秘事口伝」の議会運営に違和感を覚えていた。伊万里市では委員会報告後の委員長は執行部と同じ席の側で対面での質疑を受けている。区長会からの要望で議員定数削減を迫られていたがそんな要望の出ない議会運営を目指した。議員、事務局ともしっかり学べる場の創造、伝える定例記者会見なども実施している。議会基本条例を通して二元代表制の確認、育てる条例、塊としての議会、改革を後戻りさせない市民との約束を果たす為にも条例の制定が必要である。

新川氏：それではここで、あらためてこの基本条例の論点の一つとしてメリット・デメリットをお伺いしたい。

目黒氏：条例制定にあたり学識者委員会・市民委員会を開催したが議員とはいったい何なのかというそもそも論から議論していった。その甲斐があり条例制定後、2年経つが議決事件の追加など改定を続けている。議員間討議をすることによって消極的賛成などでも説明責任を果たすようになり、付帯決議なども増

えてきた。

豊田氏：メリットは体系的に整理できた。議会内で目指すべき将来像を 3 本柱もそうだし、理念的な部分も明確化で来たことである。デメリットは理想像を書き込んだ条例であるので理念的な部分の成果検証が難しいことである。

盛氏：基本条例に関しては特別委員会で活発な意見交換を行なっているが最大の成果として、決算の議員間討議がしっかり行われたことであり、基本条例がなくてもできるがメリットとして明文化することで次世代までつなげることが出来ることである。

新川氏：議員全員が基本条例をしっかり使いこなしているのかは疑問であるが、一人一人の感じ方などで違っている部分があるかおたずねしたい。

目黒氏：自分の選挙の時は大きな声でしゃべっているのに当選後は質問するだけで責任を問われないという場面に直面し、議長選でも条例制定前から書面で議長候補の所信表明が配られたりしていたので下地はできていたと思う。ただ面倒くさい質問をしたくない議員もあり先進的な 2 割と一生懸命やらない 2 割と中間層の 6 割をどのように刺激してゆくかがカギとなる。

豊田氏：四日市市の基本条例は 10 年計画である。付帯決議の尊重規定など執行部に対する責務を定めた部分は大きいと思う。また、議員間討議は所管事務調査などに取り込むことに苦労している。意見集約や意向の変化が起きることに対しての抵抗は感じている。市民参加に関してゆえば広聴機能も含めて評価・再検証機能の強化が必要だと感じている。

盛氏：議員間討議については伊万里市では今まで行ったことがないので試行錯誤しながら行っている状態である。市民にしっかりと自分の言葉で説明できるかどうかで大事なお披露目会という感覚でも市民の方に説明したほうが良いとのアドバイスを受けている。議長選の所信表明はしていただいた方が良い。とにかく使いこんでいかなくては自分のものにならないと思う。

## (2) 参考となる点及び課題

- 理念的な条項の具体的な実行
- 議員資質の向上
- 議会基本条例の理解促進

### ◎成果による当局への提言または要望等

桐生市では平成 25 年 9 月に 30 条に及ぶ桐生市議会基本条例を策定した。  
その中で今回議論されている大部分の条項はそろっているが、会津若松の P D C A サイクルにも似た意見の分類・整理から始まるサイクルが始動したばかりである。また地域政策及び議会改革調査特別委員会で議会改革の推進と基本条例の見直し作業を行っている。については議員同様、議会事務局職員の資質の向上と調査機能及び組織体制、及び法務機能の強化を図って頂きたい。

また、第 30 条で「議会は、議会基本条例の理念、目的に沿い、達成状況を定期的に検証し、必要に応じて条例の改正も含め、適切な措置を講じます」とある。条例の理念的な部分を含めて機能検証し市民に開かれた議会を実現するために議会事務局にもこの P D C A サイクルの活用が求められる。